

青森県報

第二千六百四十八号

平成十八年
七月三日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による施術者の指定	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	二
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	四
建設業者の許可の取消し	(中南地域民局)	五
教育委員会	(同)	五
公印の作成及び廃止	(職員福利課)	五

告 示

青森県告示第五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
サカ工業局荒町 碓皮膚科医院 レディスクリニック ントセシリア	八戸市大字荒町一五 青森市浪打一丁目三の九 青森市大字筒井字八ツ橋九五の二一	平成一八・四・三〇 一八・五・一六 一八・四・三〇

青森県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
滝澤整形外科医院 いわね内科胃腸科医院 医療法人レディスクリニック セントセシリア	八戸市根城一丁目二八の一 弘前市大字浜の町西二丁目一の五 青森市大字筒井字八ツ橋九五の二一	平成一八・六・一 一八・五・一 "

青森県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	長尾 理保
住所	五所川原市大字鶴ケ岡字福田八四の三
施設所の名称	つる田呉本接骨院
施設所の所在地	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一
指定期日	平成 一六・五・一

青森県告示第五百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	訪問介護	名称	所在地	指定期日
株式会社イコール	浪岡字佐野二九の一八	青森市浪岡大字	居宅サービスの種類	訪問介護	なのはな訪問介護センター	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	平成 一六・六・三

青森県告示第五百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業を行う

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
株式会社イコール	浪岡字佐野二九の一八	青森市浪岡大字	なのはな居宅介護支援センター	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	平成 一六・六・三

青森県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービスを行う事業所	名称	所在地	指定期日
株式会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	青森市浪岡大字浪岡字佐野二九の一八	介護予防サービスの種類	介護予防サービスを行う事業所	いりえデイサービスセンター	青森市浪岡大字宮ノ後一九八の一	平成 一六・六・三

青森県告示第五百九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域

"	八月三十日	"	"	八月二十九日	"	"	八月二十八日	"	八月二十四日	"	八月二十三日	"	"	八月二十二日	"	"	平成十八年八月二十一日
午後三時から	午前十時三十分から 正午まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時三十分から 正午まで	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時三十分から 正午まで	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十時から 正午まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後一時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後三十分まで
今別町役場前	大川平文化会館	浜名公民館	支所	支所	森本所	今別町東部漁業協同組合奥平部支所	外ヶ浜町役場裏車庫	塩越会館	大平会館	外ヶ浜町役場平館支所車庫	弥蔵釜コミュニティセンター	舟岡コミュニティセンター	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	三厩村漁業協同組合釜野沢支所	竜飛漁業協同組合		
			今別町							外ヶ浜町							

"	九月十五日	"	九月十四日	"	九月十三日	"	九月十二日	"	九月七日	"	"	"	九月六日	"	九月五日	"	八月三十一日
午前十時三十分から 正午まで	午前九時三十分から 午前十時まで	午後一時から 午後三十分まで	午前九時三十分から 正午まで	午後一時三十分から 午後三十分まで	午前九時三十分から 午後二時三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午前十一時から 正午まで	午後一時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後二時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後一時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十時から 正午まで
新郷村役場車庫前	西越地区公民館		五戸町立公民館		五戸町役場川内支所	倉石コミュニティセンター	五戸町役場浅田支所	平内町役場前	山口コミュニティセンター	"	"	平内町漁業協同組合東田沢支所荷捌所	平内町漁業協同組合本所車庫	田茂木へき地保健福祉館	平内町漁業協同組合清水川支所	蓬田村役場	
新郷村			五戸町									平内町				蓬田村	

九月二十六日	午後一時から 午後三十分まで	田代集会所	階上町
九月二十七日	午前九時から 午前十一時三十分まで	階上漁業協同組合	
〃	午後二時から 午後三時まで	農村婦人の家	階上町
〃	午後一時から 午後二時三十分まで	ハートフルプラザ・はしかみ	
十月二日	午後一時から 午後三時三十分まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
十月三日	午前九時三十分から 正午まで	南部町立中央公民館	
〃	午後一時から 午後三時まで	南部町立剣吉公民館	南部町
十月四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	南部町立剣吉公民館	
〃	午後二時三十分から 午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	南部町
十月五日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場南部分庁舎車庫	
〃	午後一時から 午後三時まで	石亀地区研修センター	田子町
十月二十三日	午後二時から 午後三時まで	石亀地区研修センター	
〃	午前九時三十分から 正午まで	中央公民館車庫	田子町
十月二十四日	午後一時から 午後二時三十分まで	中央公民館車庫	
〃	午前九時三十分から 午前十一時まで	三戸町役場猿辺支所	斗川支所
十月二十五日	午後二時から 午後三十分まで	三戸町役場猿辺支所	

十月二十六日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町民体育館	三戸町
〃	午後一時から 午後三時まで		
十月二十七日	午前九時三十分から 正午まで		

青森県告示第五百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年六月二十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の一、九〇の二及び九〇の三の地先公有

水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田に設置された四等三角点（北緯四〇度五五分五〇・八六九一秒、東経一四一度〇〇分四七・一九四七秒）から一二九度〇三分一五七九・七三メートルの地点

- 3 面積
- 一、五八九・〇九平方メートル
- の地点から三八度一〇分二七・七九メートルの地点
 の地点から二八度一三分四・八四メートルの地点
 の地点から三八度三分二〇・九三メートルの地点
 の地点から三七度二〇分三・七〇メートルの地点
 の地点から二七度二〇分〇・四二メートルの地点
 の地点から三七度二〇分四五・八八メートルの地点
 の地点から二七度二〇分一四・一六メートルの地点
 の地点から二七度二〇分四四・四六メートルの地点
 の地点から三〇度二〇分四・五二メートルの地点
 の地点から二八度〇四分二六・一一メートルの地点
 の地点から二八度二分九・九四メートルの地点
 の地点から二七度四分二七・八九メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の一、九〇の二、九〇の三、八六の三四、八六の三五及び一一二の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からケの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とケの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田に設置された四等三角点（北緯四〇度五五分五〇・八六九一秒、東経一四一度〇〇分四七・一九四七秒）から一二九度〇三分一五七九・七三メートルの地点

イの地点 アの地点から三八度一〇分二七・七九メートルの地点

ウの地点 イの地点から二八度一三分四・八四メートルの地点

エの地点 ウの地点から三八度三分二〇・九三メートルの地点

オの地点 エの地点から三〇度二〇分九・五八メートルの地点

カの地点 オの地点から三七度二〇分五九・五八メートルの地点

キの地点 カの地点から二七度二〇分三九・二四メートルの地点

クの地点 キの地点から二七度二〇分一〇・八・六三メートルの地点

ケの地点 クの地点から三〇度二〇分一〇・二二メートルの地点

3 面積

- 三、九四七・一六平方メートル
- 四 埋立地の用途
漁港施設用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野呂左官工業所
- 二 氏名 野呂 幸一
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野木三丁目二二三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第二〇〇一一七号
- 五 取消年月日 平成十八年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、大工、左官、とび・土工工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。



教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十号

平成十八年六月三十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十八年七月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十八年七月三日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

<p>青森県立八戸水産高等学校長印</p> 	<p>公印の名称及び印影</p>
<p>青森県立八戸水産高等学校長印</p> 	<p>公印の名称及び印影</p>

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭